平成２７年（フ）第７９号
熊本県八代市大福寺町906番地10、前住所熊本県八代市大福寺町906番地７
債務者　坂井　純子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１３０号
東京都台東区千束４丁目35－５－301
債務者　藤田　昭博
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１号
東京都台東区千束４丁目35－５－301
債務者　藤田チュリントールこと　チュリントール
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４５号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目22番地１Ｐ・Ａ東恋ヶ窪402
債務者　浅川雄太郎
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４６号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目22番地１Ｐ・Ａ東恋ヶ窪402
債務者　浅川　真澄
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市須佐町20番８号、前住所長崎県佐世保市戸尾町17番12号　中野アパート201号
債務者　相原いづみ（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市小島町441番地１　グループホーム小島内、前住所長崎県佐世保市赤崎町147番地13
債務者　城谷　紳嗣
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦166番地２
債務者　小野　義和
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
長崎県佐世保市福石町24番５号　希美マンションＢ－15
債務者　峰　雄一郎
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
静岡県牧之原市菅ケ谷140番地５　村上ハイツ101、旧住所静岡県牧之原市松本418番地１
債務者　紅林　健二
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１３号
東京都青梅市新町１丁目３番地の５
債務者　作田　善吉
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号三鷹荘101
債務者　小林　浩隆
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２２８号
横浜市鶴見区矢向３丁目28番12号　富士ビル303
債務者　齋藤　嘉仁
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５０５号
静岡市葵区井宮町11番地
破産者　有限会社三共美装
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５５号
札幌市手稲区前田８条17丁目１番12号　フラットＹ＆Ｍ102号
破産者　梅村　　篤
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部